

写

公共事業再評価に関する意見

(平成 30 年 11 月)

青森市社会資本整備評価委員会

目 次

頁

1 審議案件

案件第1号 青森市公共下水道事業（八重田処理区）…………… 1

案件第2号 青森市公共下水道事業（新田処理区）…………… 1

2 意見書の活用…………… 2

1 審議案件

審議案件に係る意見を以下に取りまとめた。

なお、案件第 1 号青森市公共下水道事業（八重田処理区）及び案件第 2 号青森市公共下水道事業（新田処理区）については、内容に関連があることから一括して説明、審議を行い、採決は 1 件ずつ行った。

- 案件第 1 号 青森市公共下水道事業（八重田処理区）
- 案件第 2 号 青森市公共下水道事業（新田処理区）

① 事業について

八重田処理区においては、昭和 27 年度に事業着手し、全体計画面積約 3,885ha のうち、平成 29 年度末で約 2,786ha の整備を完了しており、これにより下水道普及率は約 91%、整備区域内の水洗化率は約 94%となっている。

新田処理区においては、昭和 51 年度に事業に着手し、全体計画面積約 2,089ha のうち、平成 29 年度末で約 1,187ha が整備を完了しており、これにより下水道普及率は約 77%、整備区域内の水洗化率は約 77%となっている。

市全体での下水道普及率は約 86%。整備区域内の水洗化率は約 88%となっている。

② 対応方針案について

青森市公共下水道事業（八重田処理区）及び青森市公共下水道事業（新田処理区）については、いずれも継続して実施すべきである。

なお、公共下水道事業は、市民の衛生的な生活水準の確保等に寄与するものであるから、着実に整備を進めて頂くと共に、引き続き下水道への接続の必要性について、広く市民に周知を図り、水洗化率の向上に努めて頂きたい。

2 意見書の活用

市においては、公共事業再評価への対応方針を決定する場合において、本意見を尊重していただくとともに、その結果を、当委員会に報告いただきたい。